

令和4年度

防災計画書



防災計画

防災計画(災害発生時における初動対応)

防災計画(日常における活動)

馬生会館避難所開設要領

防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

常備管理防災資材(馬生会館本部倉庫等)一覧表

和合町自主防災隊

令和4年4月1日発行

災害時緊急連絡先 早見表

和合町自治会自主防災隊

浜松市中区災害対策本部(中区振興課)	0 5 3 - 4 5 7 - 2 2 1 0
和合町自主防災隊災害対策本部・避難所(泉小学校)	0 5 3 - 4 7 2 - 5 2 2 8
和合町自主防災隊役員待機場所・馬生会館	0 5 3 - 4 7 2 - 8 8 8 3
泉自治会自主防災隊災害対策本部・和泉会館	0 5 3 - 4 7 2 - 0 7 1 2
消防署富塚出張所	0 5 3 - 4 7 3 - 7 1 1 9
消防団 第八分団	0 5 3 - 4 7 4 - 3 4 7 7
浜松市リハビリテーション病院	0 5 3 - 4 7 1 - 8 3 3 1
日本ボーイスカウト浜松第12団事務局 齊藤	0 9 0 - 3 9 3 8 - 5 4 9 9

以下関係機関

緊急

- ・警察への急報 1 1 0
- ・火事・救急車 1 1 9

消防

- ・中消防署 0 5 3 - 4 7 5 - 0 1 1 9

警察

- ・浜松中央警察署 0 5 3 - 4 7 5 - 0 1 1 0
- ・北部交番 0 5 3 - 4 7 3 - 2 0 2 9

行政

- ・高台協働センター 0 5 3 - 4 7 2 - 1 4 6 8
- ・高台市民サービスセンター 0 5 3 - 4 7 3 - 7 0 3 3

学校

- ・北部中学校 0 5 3 - 4 7 1 - 4 2 2 8
- ・城北小学校 0 5 3 - 4 7 1 - 0 1 9 6
- ・泉小学校 0 5 3 - 4 7 2 - 5 2 2 8

病院

- ・夜間救急室 0 5 3 - 4 5 5 - 0 0 9 9
- ・聖隷浜松病院 0 5 3 - 4 7 4 - 2 2 2 2

ライフライン

- ・浜松市上下水道部総合案内 0 5 3 - 4 7 4 - 2 5 1 1
- ・中部電力 1 2 0 - 9 8 5 - 2 5 0
- ・中部ガス 0 5 3 - 4 6 5 - 1 2 3 4

和合町自主防災隊

発隊の主旨

過去に発生した、阪神淡路大震災や東日本大震災において、地域における防災活動の重要性、自治会や自主防災組織による共助の重要性について、貴重な教訓を得ました。

大規模な災害の発生直後では、消防車や救急車等の数には限りがあり、自衛隊等の応援も、倒壊建物や火災、道路渋滞により、すぐには到達できないという状況になるため、全員をすぐに助け出すことはできません。

災害から命を守るためには「自分の身は自分で守る」自助と、「自分たちの地域は自分たちで守る」共助の働きが重要であり、それらと「災害関係機関の取組」公助が連携し、地域の防災力を向上させるため、和合町自治会として自主防災隊を発隊するものです。

自主防災隊の活動は、町民の自主的な意思により行われるもので、その活動を強要されたり、責任を負わせられたりするものではありません。又、自主防災隊は住民の生命に係わる対応を主業務します。

災害対策本部設置の時期

浜松市が想定している地震など、大災害かこれに類する災害で、公的組織が機能しない状況下においては、直ちに自主防災隊として災害対策本部を泉小学校グラウンドに設置します。なお、比較的小規模の地震及び台風、風水害等で公的組織が機能している場合であっても、必要に応じ小規模な本部を設置することがあります。

小規模な災害対策本部設置例

本部設置場所：馬生会館（避難場所としての対応は別に定める）

規 模：本部役員による構成とし、部隊は情報収集に当る。

自主防災隊 防災計画

和合町自主防災隊

令和4年度における留意事項

今年度においても引き続きコロナ禍での防災活動となるので、活動に当たっては浜松市避難所運営マニュアル令和2年8月改訂版に記載されている「新型コロナウイルス感染症対策等について」(P23 参照)を遵守すること。

1. 目的

この計画は、和合町自主防災隊の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- ① 自主防災隊の組織編成及び任務分担に関すること。
- ② 防災知識の普及、啓発に関すること。
- ③ 地域の災害危険に関すること。
- ④ 防災訓練の実施に関すること。
- ⑤ 情報の収集伝達に関すること。
- ⑥ 出火防止及び初期消火に関すること。
- ⑦ 救出・救護に関すること。
- ⑧ 避難誘導に関すること。
- ⑨ 給食、給水に関すること。
- ⑩ 災害時要支援者対策に関すること。
- ⑪ 他組織との連携に関すること。
- ⑫ 防災資材等の整備及び管理に関すること。
- ⑬ 避難所の運営に関すること。

3. 自主防災隊の組織編成及び任務分担

組織編成は別紙1「組織編成表」、任務分担は以下のとおりとする。

1) 災害対策本部

災害対策本部は、和合町自治会長を隊長とし、町内全域への指示及び掌握を行う。

- | | |
|--------|--|
| ア. 本 部 | ・ 災害対策の総括
・ 防災隊各部への指示
・ 他組織との連携 |
| イ. 情報部 | ・ 災害情報の収集、住民への伝達
・ 住民の安否情報等の集約
・ 各部の活動状況の把握と記録
・ 行政など防災機関への連絡 |
| ウ. 消火部 | ・ 出火防止対策の住民への周知
・ 消火器材の配備
・ 災害発生状況の把握 |

- エ. 避難誘導部
 - ・避難に必要な情報の町民への周知
 - ・住民の安否の確認及び避難誘導の集約
 - ・要支援者名簿配布及び同ガイドラインの周知
- オ. 救護部
 - ・救護所の設置及び医療機関等との連携
 - ・危険個所の把握と周知
- カ. 物資部
 - ・避難者(在宅避難者含)への食糧や飲料水の調達、調理、配給
 - ・災害対応従事者への炊き出し
- キ. 避難所運営部
 - ・避難所施設及び装備品・備蓄資材の確認
 - ・浜松市避難所運営マニュアルに基づき、災害発生直後から泉自治会、泉小学校等、関係機関と調整し、避難所開設準備を行う。さらに避難所運営委員会が立ち上がるまでの間の避難所運営を自主防災隊の各部と分掌して行う。(分掌任務については浜松市避難所運営マニュアルを参照)
- ク. ポンプ隊
 - ・可搬ポンプによる火災の消火活動
 - ・救護部との連携による被災者の救出活動

2) 部 隊

部隊は、部隊長をリーダーとし、それぞれの部で活動を行う。

- ア. 部 隊
 - ・部隊長は自治会の部長、部隊長補佐は前年度の自治会の部長とし、それぞれの部において組長への指示、調整を行い、本部への報告をおこなう
 - ・任務は災害発生時における初動対応 2 部隊（1）部隊を参照
- イ. 組
 - ・自主防災隊の組長は自治会の組長、組長補佐は前年度の自治会の組長とし、部隊長の指示の下、組内防災隊各班による対策の指示を行い、その活動報告を部隊長におこなう
 - ・任務は「災害発生時における初動対応 2 部隊（2）組」参照・組内の被災状況の把握及び組内防災隊各班による災害対策
- ウ. 班
 - ・自治会の組単位に 1)情報班 2)消火班 3)避難誘導班 4)救護班 5)物資班を置き、組単位で選出された防災班員は、組長の指示の下、それぞれの組において活動し、それぞれの任務を遂行する。
 - ・任務は災害発生時における初動対応 2 部隊（3）防災 隊各班を参照

4. 災害対策本部の設置

和合町自主防災隊は地震発生を期に、隊長以下副隊長、隊長補佐、総務、各部の部長、副部長及び専門職は、自主的に泉小学校グラウンドに集まり、災害対策本部を設置し情報の収集を行う。

5. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及と啓発を行う。

(1) 普及、啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害、火災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における住宅の耐震化、家具等の転倒防止に関すること。
- ④ 各家庭における住宅用火災警報器の設置に関すること。
- ⑤ 各家庭における食料等の備蓄に関すること。
- ⑥ その他、防災に関すること。

(2) 普及、啓発の方法

- ① 行政からの、広報誌、チラシ、ポスター、パネル等の配布、掲示
- ② 講演会、座談会、映写会等の開催
- ③ 防災通信、防災ニュースの配布、回覧及びHPでの発信
- ④ 防災コーナー（馬生会館に設置）での情報発信

(3) 実施時期

時期の設定は行わず、年間を通じて町民の防災意識を高めていく。

6. 地域の災害危険エリアの把握

災害予防に資するため、次のとおり地域固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを地図に落とし、自治会内で情報を共有する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備など
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の方法

- ① 浜松市の防災計画の資料
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 会員による自治会内の踏査
- ④ 自治会の先輩高齢者からの聞き取り

7. 防災訓練

予想される大地震(南海トラフ地震)の災害に備えて、情報の収集、伝達、消火、避難誘導、物資の調達、配給、避難所運営等が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、体験型訓練、総合訓練、合同訓練とする。

ア. 個別訓練

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
 - ア・ポンプ隊による可搬ポンプによる消火訓練
 - イ・消火器、バケツリレーでの消火訓練)
- ③ 救護訓練(AED取扱い、応急手当法、応急担架による搬送など)
- ④ 物資訓練(非常食(アルファ化米)の炊き出し、備蓄の状況確認)

- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ 救出訓練（ポンプ隊によるジャッキ枕木を使った救出訓練）
- ⑦ 避難所運営訓練（災害発生に備え、避難所運営に必要な訓練を行う）

イ. 総合訓練

年1回、前項の諸訓練を併せて総合的に行うものとする。

ウ. 体験型訓練

テント設営と野営など、災害対応能力を高めるために行うものとする。

エ・合同訓練

避難所を共有する泉自主防災隊と、避難所開設準備がスムーズに行われるように合同訓練を行うものとする。

(2) 訓練の時期及び回数

総合訓練は年1回11月頃に、合同訓練は年一回10月頃に行うものとし、個別訓練と体験型訓練については、随時実施する。

8. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動、避難所運営においては、浜松市リハビリテーション病院、日本ボーイスカウト浜松第12団及び他の自主防災隊組織、災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

9. 防災資機材等の備蓄及び管理

防災資機材等を計画的に常備し、定期点検を実施する。

(1) 整備計画

用途	品名
情報収集・伝達用	ハンドマイク、携帯用無線機、携帯用ラジオ、腕章等
初期消火用	消火器、水バケツ、可搬式小型動力ポンプ、防火衣、ヘルメット等
救出用	バール、はしご、スコップ、ペンチ、ハンマー、ロープ、一輪車
救護用	担架、救急セット、テント、毛布、シート、リヤカー
避難用	ハンドマイク、ロープ、携帯用トイレ
給食・給水用	大なべ、炊飯器、食器、コンロ、アルファ化米、かんぱん、飲料水等
感染症対策装備品	マスク、非接触型体温計、消毒液、フェイスシールド、防護服等

※避難所運営には上記の他、浜松市により泉小学校において備蓄している物も利用する。

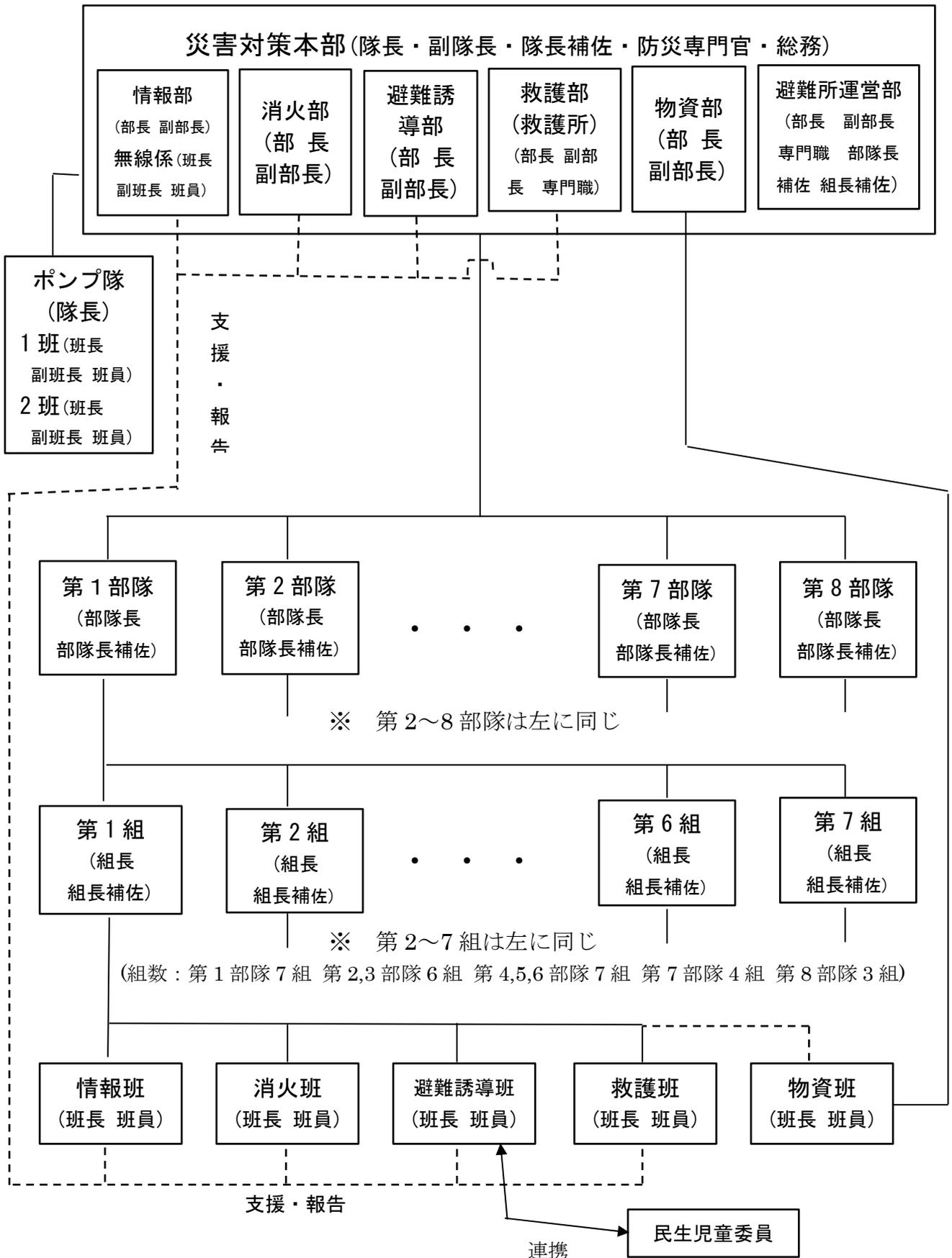
(2) 定期点検

防災の日(9月1日)を全資器材の点検日とする。

自主防災組織による防災訓練計画 ⇒

別途作製

和合町自主防災隊 組織編成表



※ 第 1 部隊第 1 組及び第 7 組は現在自主防災隊組織なし

※ ポンプ隊員及び防災隊各班員の任期は 2 年

自主防災隊 防災計画(災害発生時における初動対応)

和合町自主防災隊

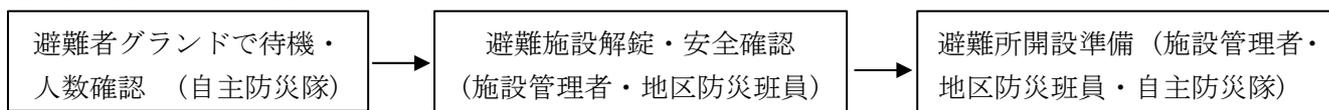
1. 災害対策本部

(1). 本 部

- ① 地震発生を期に、災害対策本部を浜松市立泉小学校グラウンドに設置する。
- ② 本部役員（正副隊長、隊長補佐、総務担当及び情報、消火、避難誘導、救護、物資、避難所運営部の各部正副部長及び専門職）は、速やかに本部へ集合する。
- ③ 本部役員は直ちに、それぞれの部署につき任務の遂行に当る。
- ④ 関係機関と連携して避難所開設の準備を行う。（主業務は避難所運営部が担当する）

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

避難所開設までの流れ



※ 震度6弱以上の場合は、避難施設の安全確認は応急危険度判定士が判定する。

隊 長

- ① 災害対策本部を設置し、災害対策を総括する。
- ② 町内の災害状況を的確に把握し、必要に応じ防災隊各部にその対策を指示する。
- ③ 市長が避難指示及び勧告を発令した時、避難誘導部に対し、住民の避難誘導を指示する。

副隊長・隊長補佐

- ① 隊長に事故ある時は、副隊長、隊長補佐の順で隊長を代理する。
- ② 隊長を補佐し、主に町内の災害対策を指揮する。

防災専門官

- ① 隊長をはじめとする役員または隊員に対して必要に応じ防災に関する提言をする。
- ② 隊長から指示された役務を担当する。

総 務

- ① 浜松市中区災害対策本部、泉自治会、泉小学校、浜松市消防団第八分団、浜松市リハビリテーション病院、日本ボーイスカウト浜松第12団、浜松中央警察署等他組織との連絡調整を行う。
- ② 町内の災害対策及び避難所運営に係る総務全般を担当する。
- ③ 他の部署に属しない業務全般を担当する。

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(2). 情 報 部

- ① 情報部は、自治会内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集すると共に、必要な情報を地域住民や防災関係機関等に伝達する。
- ② 情報の収集・伝達はテレビ、ラジオ、電話、防災行政無線、携帯無線機、インターネット、伝令等により行う。
- ③ 対策本部情報の連絡は、次に示すルートによりの確に行う。
隊長 ⇔ 情報部長 ⇔ 情報副部長 ⇔ 部隊長（部隊長補佐） ⇔ 組長（組長補佐） ⇔ 情報班長
- ④ 情報部長は、隊長の指示を受け、災害発生と本部の設置場所を各部隊に伝達すると共に、各部隊隊員は直ちに任務につくよう指示する。
- ⑤ 情報副部長は、部長の指示により、各無線との情報連絡を敏速且つ的確に行う。
(災害時のアマチュア無線機・デジタル無線機有効利用)
- ⑥ 情報部長は、各部隊よりの報告について、その都度隊長に報告すると共に、各部長（消火、避難誘導、救護、物資、避難所運営）に関連事項を伝える。
- ⑦ 情報部長は、町内の災害発生状況を掲示板により周知する。
- ⑧ 無線係は、本部からの情報及び指示などは正確に受けて、部隊長に報告するとともに、部隊長との連絡を密にする。

- ⑨ 無線機配備表（アマチュアハンディード）上段
(デジタル無線機・免許不要) 下段

本部	連絡車両	1部	2部	3部	4部	5部	6部	7部	8部	ホップ隊	無線班
2											7
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2

- ⑩ 本部役員は、極力トランジスターラジオを携帯するよう周知する。

(災害時には貴重な情報源となる)

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(3). 消 火 部

① 消火部長は、火災の状況を把握し、初期消火(バケツリレーによる消火、消火器による消火等)遂行を確認の上、隊長に報告する。

※非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(4). 避難誘導部

① 避難誘導部長は、隊長から住民の避難誘導の指示があった時は、直ちに各部隊長に対しその旨指示をする。

② 誘導人員(男、女、子供別)・負傷者の状況等の報告ルートは次のとおりとする。

避難誘導班長 ⇒ 組長 ⇒ 部隊長 ⇒ 避難誘導部長 ⇒ 隊長

③ 避難誘導部長は、泉小学校グラウンドに到着した各部隊の、避難者を男女子供別の人数、負傷者の有無を部隊長から報告を受けた後、本部に報告し所定の場所に統率し待機させる。

④ 避難所の建物が安全と確認された後、避難者を順次避難所に誘導する指示を部隊長補佐に出す。(避難所への実際の誘導は、部隊の任務とする)

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(5). 救 護 部

① 救護部長は、災害対策本部設置後直ちに本部内に救護所を開設すると共に、浜松市リハビリテーション病院と連携し、傷病者の受け入れ体制を整える。

② 救護部長は、救護の状況を把握し、必要に応じて隊長の指示により、防災関係機関(浜松市消防局(119番)へ)出動要請を行う。

③ 救護部長は、部隊長から体調不良者やけが人が出たとの申し出を受けた場合は、「避難所受付チェックシート」(P15)を添えて、救護所に搬送することを指示すると共に、避難所運営部長(避難所受付)に報告する。

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(6). 物 資 部

① 物資部長は、対策本部設置後直ちに避難所に備えてある非常用物資により、物資の配給及び炊き出しの準備を行う。

- ‘② 物資部長は、避難誘導部長から、対策本部へ到着した避難者の人数を確認する。
 - ‘③ 避難者が到着後、避難者及び災害対応従事者に対し、必要に応じ順次非常物資の配給及び炊き出しを行う。
また、在宅避難者にも必要に応じ物資の配給を行う。この場合、避難所まで来ることが困難な災害時要支援者には自宅まで届ける。
非常物資が不足するときは、馬生会館にある防災倉庫より搬送し、物資を補給する。(非常用アルファ化米・飲料水・かんぱん)
- ※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。
- ‘④ 浜松市災害対策本部から送られてくる救援物資についても、必要に応じ順次配布する。

(7). 避難所運営部

- ‘① 避難所運営部長は、災害発生と同時に避難所となる泉小学校に集合し、泉自治会、泉小学校等関係機関と調整し、避難所の開設準備に当たる。
- ‘② 避難所運営部長は、避難者全員の「避難所受付チェックシート」(P15)を各部隊長から受領し、避難者を管理する。

「避難所受付チェックシート」の流れ

救護班長 ⇒ 組長 ⇒ 部隊長 ⇒ 本部(避難所運営部長)

- ‘③ 避難所運営部長は、避難所の安全が確認された後、避難者の受付を行い、定められた場所に誘導するように指示を出す。
- ‘④ 部隊長補佐及び組長補佐は、避難所となる泉小学校グラウンドへの避難者の誘導までは、部隊長及び組長を補佐する。避難終了後は泉小学校に留まり、避難所運営部長の指示により避難者の対応に当たる。(部隊長及び組長は、自宅に戻って活動する)

※ 非常時に使用する常備資器材・物資は巻末の資機材一覧表を参照。

(8). ポンプ隊

- ‘① ポンプ隊長及びポンプ隊員は、地震発生を期に可搬ポンプが格納してある防災倉庫(6部機材収納庫横)前に集合し、待機する。
- ‘② ポンプ隊の班長又は副班長は、集合した隊員の点呼(参加人員)を行い、結果をポンプ隊長に報告する。
- ‘③ 班長は点呼後、隊員の服装(防災服、ヘルメット、手袋、靴等)を確認する。服装確認後、ポンプ、ホース、燃料等、機材の点検を行い、結果をポンプ隊長に報告、ポンプ隊長からの出動指示が出るまで待機する。

- ‘④ ポンプ隊長は、ポンプ隊員の参加人員、ポンプ機材の点検結果を、防災隊長に無線にて報告し、防災隊長からのポンプ隊出動命令を待つ。
- ‘⑤ 防災隊長からの出動命令を受け、ポンプ隊長はその命令により各班へ出動の指示をする。指示を受けた各班は、直ちに火災現場に出動する。
- ‘⑥ ポンプ隊長は、集合した隊員により下記の各役割を編成する。

指	揮	者
ポン	操	作
筒	先	員
ホ	ー	ス
破	壊	器
具	具	員
- ⑦ 上記による火災消火に併せて、ジャッキ・枕木等を使い被災者の救出に当たる。

2. 部 隊

(1). 部 隊

- ‘① 部隊長は本部からの指示を受けて、部隊内組長に直ちに任務につくよう指示する。併せて、防災資機材の使用に備え、部隊に備えてある防災資機材倉庫を解錠する。
- ‘② 部隊長は、組長の報告を受け部隊内の被災状況を把握すると共に、その対策について部隊内での調整を図る。
また、その状況を本部へ報告すると共に、部隊内組織だけでは対応が困難な時は、支援を要請する。
- ‘③ 部隊長は、第二次緊急避難場所において避難者を掌握し、本部へ報告すると共にその指示に従い、泉小学校グラウンドへ誘導する。
- ‘④ 部隊長は、泉小学校グラウンドに避難者が集結後、各部隊の人数を確認し、避難誘導部長へ報告すると共に、避難者の「避難所受付チェックシート」(P15)を避難所運営部長(避難所受付)に提出する。また、避難者に体調不良者や、けが人がいる場合は、「避難所受付チェックシート」を添えて救護部長に報告し、救護所に搬送するよう指示を出す。
- ‘⑤ 部隊長は、避難終了後は自宅に戻り、二次避難、防犯パトロール等部隊内の更なる対策に当たる。
- ‘⑥ 部隊長補佐は、避難所となる泉小学校グラウンドへの避難者の誘導までは、部隊長を補佐する。避難終了後は泉小学校に留まり、避難所運営部長の指示により避難者の対応に当たる。
- ‘⑦ 避難者の誘導に当っては次のことに注意する。
 - ア. 落伍者を出さないようにすると共、コロナ対策として避難者相互の間隔を一定程度あけて行動する。
 - イ. ガケ崩れ、ブロック塀のそば、落下物等の危険箇所は避ける。

(事前に各・部・組毎に点検・確認しておく)

- ウ. 道路の横断には、交通整理員を決めておき、細心の注意をし、安全には万全を期する。
- エ. 避難行動には、部隊旗・組旗等をもって先頭誘導する。
- オ. 障害物の除去に必要な用具を持参する (バール・スコップ等)

(2). 組

- ① 組長は、部隊長からの指示を受けて、組内各防災隊各班に直ちに任務につくよう指示する。
- ② 組長は、災害発生と同時に、組内の被災状況を把握すると共に、組内防災隊各班に指示し、災害対策に当たる。
また、その状況を部隊長に報告すると共に、組内組織だけでは対応が困難な時支援を要請する。
- ③ 組長は、第一次緊急避難場所において避難者を掌握し、第二次緊急避難場所へ誘導する。
第二次緊急避難場所からは、部隊長の指示により協働して、避難者を泉小学校グラウンドへ誘導する。
- ④ 組長は、第一次緊急避難場所において避難者の「避難所受付チェックシート」(P14)を救護班長から受領し、健康状態を確認する。第二次緊急避難場所到着後は、部隊長に避難者の健康状態を報告すると共に「避難所受付チェックシート」を提出する。
避難終了後は、自宅に戻り、二次避難、防犯パトロール等組内の更なる対策に当たる。
- ⑤ 避難者の誘導に当っては次のことに注意する。
 - ア. 落伍者を出さないようにすると共、コロナ対策として避難者相互の間隔を一定程度あけて行動する。
 - イ. ガケ崩れ、ブロック塀のそば、落下物等の危険箇所は避ける。
(事前に各部・組毎に点検・確認しておく)
 - ウ. 道路の横断には、交通整理員を決めておき、細心の注意をし、安全には万全を期する。
 - エ. 避難行動には、部隊旗・組旗等をもって先頭誘導する。
 - オ. 障害物の除去に必要な用具を持参する (バール・スコップ等)
- ⑥ 組長補佐は、泉小学校グラウンドへの避難者の誘導までは、組長を補佐する。避難終了後は泉小学校に留まり、避難所運営部長の指示により避難者の対応に当たる。

(3). 防災隊各班

防災隊各班は組長からの指示を受けて、直ちに任務につく。

1). 情報班

- ① 情報班長は、災害発生後揺れが収まるのをまってから、ハンドマイクを使用して組内に、火の元、戸締りの確認等声かけをする。
併せて、自宅が被災していない場合は在宅避難を、自宅が被災し居住出来ない時は、第1次緊急避難場所に避難するよう班員と協力して被災者に呼びかける。

避難者には、避難する時には靴を履きヘルメット・防災頭巾(部・組・班・氏名・血液型を明記)等を着用して、避難し易く身の安全を確保できる身軽な服装で、防災カード及び非常持出品袋を持参し、マスク着用で避難するよう伝える。

- ② 情報班員は、避難を呼びかけるのに併せて、組内の災害状況を把握し、組長へ報告する。また、混乱を防ぐため必要に応じて避難者に情報を伝える。
- ③ 情報機器を最大限に活用すると共に、口頭による方法も用いて、情報活動に万全を期する。
- ④ 情報班長は、極力トランジスタラジオを携帯するよう心掛ける。
(災害時には貴重な情報源となる)
- ⑤ 情報班員は、避難終了後は自宅に待機し、組長の指示により二次災害に備える。

2). 消火班

- ① 消火班員は組長の指示により、町内備え付けの消火器及び近隣町民にも協力を呼びかけ、町内備え付けの消火器及びバケツリレーにより初期消火に努める。
- ② 初期消火では鎮火が無理と判断し、可搬ポンプ隊または消防車による消火が必要と判断した時は、本部に連絡し、支援を要請する。
- ③ 消火班員は、消火終了後は自宅に待機し、組長の指示により二次災害に備える。

3). 避難誘導班

- ① 避難誘導班員は、民生児童委員と連携し、災害時避難行動要支援者に対し安否を確認し、避難に必要な処置を行う。
- ② 避難誘導班長は、第1次緊急避難場所において避難者の人員を把握し、組長に報告する。組長とは連絡を密にして、その指示によって行動し、避難者を迅速且つ整然と第2次緊急避難場所へ誘導する。
- ③ 避難者の誘導に際しては、災害に応じてあらかじめ設定した避難経路により、泉小学校グラウンドに誘導する。
※ 緊急避難場所は(P16)参照 避難経路図別途全世帯に配布予定
- ④ 避難誘導班長は、誘導員を先発させ、避難誘導路の安全を確かめながら速やかに行動する。
- ⑤ 避難誘導班員は、避難終了後は自宅に待機し、組長の指示により二次避難に備える。

※参考 民生児童委員は、担当する災害時要支援者の安否確認を行うと共に、避難誘導班と協力し、必要に応じ避難支援を行う。

4). 救護班

- ① 救護班長は、地震発生と同時に、救急カバン（収納品は事前に点検しておくこと）を携行し、班員と共に第1次緊急避難場所へ駆けつけ救護活動を行う。またバール・掛矢等を使用し、近隣町民と協力して負傷者の救出活動（倒壊家屋からの人の救出等）をおこなう。自分達で救出が困難な場合は、本部に連絡し、ポンプ隊や防災関係機関による救出を要請する。
- ② **救護班長は**、避難者の検温を行うとともに、体調をチェックし、「避難所受付シート」（P15 参照）に記載してもらい、それを集めて組長に提出する。
- ③ 救護班長は、負傷者が医師の手当てを要すると認めた時は、本部に連絡し救護病院（浜松市リハビリテーション病院）へ搬送する。
- ④ 救護班長は、救出に当たり、防災関係機関による救出を要すると判断した時は、直ちにその旨防災関係機関（浜松市消防局 119 番）に通報すると共に、本部に報告する。
- ⑤ 負傷者を避難場所に避難させる時は、負傷者を隊列の先頭に配し、救護班員が負傷者を介護、見守りながら救護所へ運び治療を受ける。救護所では、負傷者の情報がわかる「避難所受付シート」（P15）を一緒に提出する。けがの内容は、「避難所受付シートの裏面に記載する。
- ⑥ 歩行困難と思われる負傷者は、担架又はリヤカーで救護所へ運ぶ。
- ⑦ 救護班長は、負傷者の状況を部隊長に報告する。
- ⑧ 救護班員は、避難終了後は自宅に待機し、組長の指示により二次非難に備える。

5). 物資班

- ① 各部隊物資班員は、地震発生と同時に、対策本部に集合し、物資部長の指揮下に入る。

「避難所受付チェックシート」

和合町自主防災隊

Wago-cho Voluntary Disaster Prevention Team

避難所受付チェックシート

Evacuation Center Reception Check Sheet

氏名 Name		男 Man	女 Woman
住所 Address	(TEL — —)		

項目 Item	月 Month	日 Day
避難時体温 Body temperature at the time of evacuation		° C
保健所から濃厚接触者であるといわれていますか Are you decided to be a close contact by the Health Center?	はい Yes	いいえ No
風邪症状や発熱が数日続いている Do you have a fever and cold in a few days?	有 Yes	無 No
激しい咳(せき)症状がある Do you have a severe cough?	有 Yes	無 No
強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある Do you have malaise or suffocation?	有 Yes	無 No
味覚・臭覚異常がある Do you have an abnormality in your sense of smell or taste?	有 Yes	無 No
その他 Others	気になる症状 Symptoms of concern いつから: From when?	
避難エリア Evacuation area	咳・鼻水・のどの痛み・嘔吐・下痢 いづれか○で囲む Cough, Runny nose, Throat cough, Vomiting, Diarrhea Please enclose the above applicable symptoms with ○	

緊急避難場所

	第1次緊急避難場所								第2次緊急避難場所
	第1組	第2組	第3組	第4組	第5組	第6組	第7組	第8組	
第1部隊	浜信事務センターの門前	深谷哲氏宅西の駐車場	森永牛乳吉川さん宅前	メディカル和合の北隣の鈴木氏宅前	K美容院南側の道路	同左	木下ハイツ駐車場		K美容院南側の道路
第2部隊	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド	泉小グランド			泉小グランド中央付近
第3部隊	市営住宅遊園地	旧もずが谷児童遊園地北側駐車場	高橋澤子さん宅南側の道路	ガーデンハイツ和合横	金岡禧圭氏宅東側の空地	住岡食品の駐車場北側			金岡禧圭氏宅東側の空地
第4部隊	太田自動車南方丸尾昭司氏宅東側の空地	西脇病院東側の路上	サンパレス深谷西側の路上	奥平橋西の広場	青空子供の遊び場	同左	グラヴィイ和合前の空地		太田自動車東側の路上
第5部隊	深谷マンション西側駐車場	佐藤内科医院南側	アサヒプラザ前の駐車場	うんえい公園	ハコニワペーカリー南のタバコ自動販売機前	同左	ヴィスタの丘公園		深谷マンション西側駐車場
第6部隊	馬船平公園	同左	同左	同左	同左	同左	同左		馬船平公園
第7部隊	かつ治駐車場	長谷川整形第2駐車場	佐々木竹夫氏宅北のゴミ集積所	しきハイツ和合東側					かつ治駐車場
第8部隊	松本英夫氏宅北側の道路	コーポ池谷西側の空地	葛和樹氏宅北側						かつ治駐車場

自主防災隊 防災計画(日常における諸活動)

和合町自主防災隊

1. 災害対策本部

(1). 本 部

訓 練

- ‘① 防災に関わる講演会

- ‘②災害発生を想定した机上訓練
町内の被災情報把握と対応。 — ゲーム DIG
避難所運営 — 避難所運営ゲーム HUG

- ‘③ 施設管理者と避難所を共有する和合、泉自主防災隊による避難所運営会議への参加

- ‘④ 浜松市が主催する地域防災連携連絡会への参加

- ‘⑤ 浜松市自主防災隊連合会が主催する各種講演会及び研修会への参加

点 検

- ‘① 本部及び各部隊に設置された防災倉庫の点検及び総括

町民への周知

- ‘① 防災ニュース毎月回覧、自主防災隊通信(春、秋の年2回)全世帯配布及びHPでの配信。

会 議

- ‘① 避難所運営会議への参加(防災隊各部含む)

準備品 町内地図 泉小校内配置図 自治会会員名簿 ゲーム(浜松市借用)
防災倉庫資材一覧表

(2). 情 報 部

災害発生に備えて、無線係による次の訓練を行う。

訓 練

- ‘① 無線機の取り扱い通信訓練(対象：部隊長) ※定例役員会時に実施する。

以下の訓練は総合訓練時に行う。

- ‘② 本部設置無線機・ハンディー器を、可能な限り移動し、各部隊の災害・避難状況等を正確に本部へ報告する。

- ‘③ 無線機の、トラブル及び周囲の状況による、交信不可能時に備え、本部⇄各部隊との情報連絡を的確に行うため、無線付パトロール車を備え、各部隊(部隊長)との連絡をサポートしながら巡回する。

- ‘④ 無線車係(無線班)は、情報部長の指示により、中継可能な場所に急行し、本部⇔各部隊長との情報連絡に万全を期す。
- ‘⑤ 情報部は、本部⇔部隊等への連絡を敏速且つ的確に行うため、各部隊の無線係にハムクラブ員を置き、互いに協力し情報の収集活動に当る。尚、免許不要なデジタル無線機との併用で情報連絡をより充実化する。

準備品 無線機 ハンディー器

(3). 消 火 部

災害発生に備えて、初期消火のため次の訓練、確認、資機材の配備及び町民への周知を行う。

訓 練

- ‘① 消火器の取り扱い及び消火訓練(対象：消火班員)
- ‘② バケツリレーによる消火訓練(対象：消火班員)

確 認

- ‘① 町内消火器配置位置及び取扱者の確認(消火班員含む)

機材の配備

- ‘① 町内各所への消火器設置

町民への周知

- ‘① 消火部長は、出火防止の徹底を図るため、日常各家庭において、次の事項について重点的に点検整備を呼び掛ける。
- ・火気使用設備器具の整備とその周辺の整理整頓
 - ・可燃性危険物品等の保管方の徹底
 - ・消火器等消火資器材の設置及び小バケツ等の配備
 - ・住宅用災害警報機の設置の徹底

準備品 消火器 町内防災施設配置図

(4). 避難誘導部

災害発生に備えて、避難者の誘導の為のため次の訓練、点検、確認を行う。

訓 練

- ‘① 災害時避難行動要支援者への支援方法説明会
- ‘② 連携する民生児童委員との協議

点 検

- ‘① 一次緊急避難場所、二次緊急避難場所、避難経路の点検(危険個所の点検)

確 認

- ‘① 災害時避難行動要支援者への支援に関わる、名簿、個別計画及び同ガイドラインの各部隊避難誘導班への配布と周知

② 災害時避難行動要支援者への支援に関わる、個別計画の集約

町民への周知

① 災害発生後揺れがおさまるまで柱のそば、又は机の下等落下物のない安全な所に静止し、その後隣近所に火の始末を呼びかけ合う。在宅避難が困難と判断した時は、第1次緊急避難場所に避難する。

② 避難する時には、靴を履きヘルメット・防災頭巾(部・組・班・氏名・血液型を明記)等を着用して、避難し易く身の安全を確保できる身軽な服装で避難する。また、非常持出品袋は極力持参する。

③ 防災カードに必要事項を記載し、必ず携行すること。

防災カード サンプル

表 面	家族の連絡先		防災カード	
	氏名(姓)	連絡先	電話番号	家から避難場所までの道順(地図)
	()			
	()			
()				
災害時の連絡先(遠くに住んでいる親せきや友だち)			避難場所の名前	
氏名	関係	電話番号		
裏 面			持病	
			飲んでいる薬	
			メモ欄	
			NTT災害用伝言ダイヤル	
			・録音 171+1 +自宅の電話番号	
			・再生 171+2	
			Fm Haro! 周波数:76.1MHz 浜松市の災害情報 QRコード →	
氏名				
性別	男・女			
生年月日	年 月 日			
血液型	RH +・- 型			
住所				
自宅の電話番号				
保険証の番号	No.			

④ 配布付された避難場所位置図及び泉小までの避難経路図を、見やすい場所に掲示すること。

準備品 災害時避難行動要支援者名簿・同ガイドライン・同個別計画
 避難場所位置図及び泉小までの避難経路図
 避難場所一覧表 防災カード

(5). 救 護 部

災害発生に備えて、被災者救護の為、次の訓練、確認・補充及び協議を行う。

訓 練

① AED 取り扱い訓練

② 応急担架による搬送訓練

③ 三角巾・包帯法訓練

‘④ 救出訓練(ポンプ隊と連携)

確認・補充

‘① 救急カバン収納品の確認総括及び補充(受付チェックシートの追加)

‘② バール、掛矢、担架、リヤカー等、救出活動に必要な機材の確認及び補充

協 議

‘① 浜松市リハビリテーション病院との災害時対応の協議

準備品 AED ポール&毛布 三角巾&包帯
救急カバン収納品一覧表

(6). 物 資 部

災害発生に備えて、被災時物資の補給の為、次の確認及び訓練を行う。

訓 練

‘① 炊き出し訓練(アルファ化米)

確 認

‘① 非常時物資の格納場所の確認

町民への周知

‘① 避難する時には、自宅で備蓄してある非常食を携行すること。

準備品 被災時物資一覧表 アルファ化米

(7). 避難所運営部

災害発生に備えて、避難所運営に必要な次の訓練及び確認を行う。

訓 練 避難所を共有する泉自主防災隊との合同訓練

‘① 避難所受付対応

‘② 段ボールベッド、トイレ、仕切り組立

‘③ 避難会場における居住スペースのレイアウト

確 認

‘① 避難所における防災倉庫備蓄資材の確認

準備品 被災時物資一覧表 段ボールベット、仕切り 簡易トイレ 等

(8). ポンプ隊

災害発生に備えて、初期消火活動の為、次の訓練、点検及び確認を行う。

訓 練

‘① 可搬ポンプ操作訓練 年間5回

‘② ジャッキ・枕木等を使った被災者救出訓練

点 検

‘① 可搬ポンプ格納場所及び格納機材の点検

確 認

‘① 町内可搬ポンプ使用可能水利の確認

準備品 可搬ポンプ一式 町内防災施設配置図

2. 部 隊

部隊においては、年度当初において、各々の役務が明確になるよう、防災計画について、部隊長(部隊長補佐)→組長(組長補佐)→各組防災班長→各組防災班員へ周知する。

(1). 部 隊 部隊長 部隊長補佐、

部隊隊員への周知 (部隊長、部隊長補佐、組長、組長補佐、各組防災班員)

訓 練

‘① 講演会

‘②災害発生を想定した机上訓練 (部隊長、組長を対象)

- ・ 町内の被災情報把握と対応。 — ゲーム DIG
- ・ 避難所運営 — 避難所運営ゲーム HUG

‘③ 無線機の取り扱い通信訓練 (部隊長を対象)

点 検・引継ぎ

‘① 各部隊に設置された防災倉庫資機材について部隊隊員と共に点検し、その用途について確認を行う。

防災倉庫資材一覧表及び防災倉庫の鍵は部隊長が管理する。

‘② 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

防災用具(ボックス)は各部隊班員が点検引継ぎを行い、それぞれが保管する。
ボックス内訳は防災用品 (ボックス) 引継ぎマニュアルを参照

準備品 町内地図 泉小校内配置図 自治会会員名簿 ゲーム(浜松市借用)
防災倉庫資材一覧表 防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

(2). 組 組長、組長補佐

組内隊員への周知 (組長、組長補佐、各組防災班員)

訓 練

‘① 講演会

‘②災害発生を想定した机上訓練 (部隊長、組長を対象)

- ・町内の被災情報把握と対応。 — ゲーム DIG
- ・避難所運営 — 避難所運営ゲーム HUG

点 検・引継ぎ

‘① 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ 引継ぎマニュアルを参照

準備品 町内地図 泉小校内配置図 自治会会員名簿 ゲーム(浜松市借用)
防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

(3). 防災隊各班

1). 情報班

災害発生に備えて、次の点検・引継ぎを行う。

点 検・引継ぎ

‘① 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

準備品 防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

2). 消火班

災害発生に備えて、初期消火のため次の訓練、確認及び点検・引継ぎを行う。

訓 練

‘① 消火器の取り扱い及び消火訓練

確 認

‘① 町内消火器配置位置及び取扱者の確認

点 検・引継ぎ

‘① 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

準備品 消火器 町内消火器配置図 防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

3). 避難誘導班

災害発生に備えて、避難者の誘導の為のため次の訓練、確認及び点検・引継ぎを行う。

訓 練

‘① 災害時避難行動要支援者への安否確認

‘② 災害時避難行動要支援者に対する支援方法説明会への参加と、連携する民生児童委員との話し合い

確 認

‘① 災害時避難行動要支援者に対する個別支援方法の確認

点 検・引継ぎ

‘① 一次避難場所、二次避難場所、泉小学校グラウンドまでの避難経路等の点検と危険個所等の把握。

‘② 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

‘③ 災害時避難行動要支援者名簿、同ガイドライン、同個別計画書等の引継ぎ
尚、これらについては、個人情報の為取り扱いに注意すること。

準備品 災害時避難行動要支援者名簿・同ガイドライン・同個別計画
避難場所位置図及び泉小までの避難経路図
避難場所一覧表 防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

4). 救護班

災害発生に備えて、被災者救護の為次の訓練、確認、及び点検引継ぎを行う。

訓 練

‘① AED 取り扱い訓練

‘② 応急担架による搬送訓練

‘③ 三角巾・包帯法訓練

確 認

‘① 救急カバン収納品の確認

‘② バール、掛矢、担架、リヤカー等、救出活動に必要な機材の確認

‘③ 担当する区域内の危険個所の確認

点 検・引継ぎ

‘① 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

準備品 AED ポール&毛布 三角巾&包帯 救急カバン収納品一覧表
防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

5). 物資班

災害発生に備えて、被災時物資の補給の為、次の確認及び訓練を行う。

訓 練

‘② 炊き出し訓練(アルファ化米)

確 認

‘① 非常時物資の格納場所の確認

点 検・引継ぎ

‘① 防災用具(ボックス)の点検引継ぎ

準備品 被災時物資一覧表 アルファ化米
防災用具(ボックス)引継ぎマニュアル

世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症等に対しては、避難者が多数集まること想定される避難所においてもクラスターの発生を防ぎ、発生したとしても感染拡大を防止しなければなりません。

ここでは、避難所でのクラスター化を防ぐ避難所運営体制を構築するため、3密（密閉・密集・密接）を回避する対策を避難所と緊急避難場所に分けて記載します。

1 避難所における対策

避難する場所

- ・市指定避難所以外に予備避難所や協定先の宿泊施設、自治会集会所などを活用し、できる限り多くの避難所を開設する。
- ・風邪症状のある人とない人で避難場所を分けるため、体育館以外にそれぞれの施設で定めた開放区域順に教室等を開放する。
- ・風邪症状のある人が多く避難し、避難所生活に配慮の必要な人の部屋が不足する場合には、福祉支援部を通じて福祉避難所を開設する。
- ・協定先の宿泊施設は、要配慮者を優先的に案内する。
- ・家の耐震補強や家具の固定などにより、自宅での在宅避難を推奨する。
- ・被害の無い親戚宅や友人宅への避難を誘導する。

受付

- ・避難者を受け付ける避難所運営者は、フェイスシールド、マスク、手袋、防護服を着用する。
- ・避難者に対して「体調管理票」（様式12）の記入、体温測定及び手指消毒を実施する。
- ・マスクを着用していない避難者には、マスク持参の有無を確認し、無ければ備蓄品から渡す。
- ・「体調管理票」により、風邪症状のある人・濃厚接触者（以下、「風邪症状のある人等」という。）は、一般避難者とはそれぞれ別の部屋（教室等）へ案内する。
- ・避難者に「健康観察票」（様式13）を手渡し、避難所に滞在する間毎日の記入をお願いする。

避難所内

- ・密接を回避するため、世帯単位ごとに区切り、段ボール間仕切りなどで仕切ったり、2mの通路を設けたりする（テープで印を付ける）など、スペースを広く確保する（参考1）。
- ・協定先と連携し、段ボールベッドの供給を行う。
- ・密閉を回避するため、避難者が集合している空間では、定期的な換気を実施する（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることを、掲示板等を使用し避難所内で周知する）。

- 手洗い、手指消毒の徹底、マスク着用による咳エチケットを励行する（ポスターにより周知）。
- 風邪症状のある人と濃厚接触者は、別々の部屋に案内する。
- 風邪症状のある人等を収容する部屋では、段ボール間仕切りで個室に近い状態を作る（参考2）。
- 風邪症状のある人等がトイレを使用した場合は、使用者が使用ごとに触れた場所の消毒・清掃（次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%））を実施する。
- ドアノブやスイッチ、水洗レバー等複数の人が触れるような箇所は、避難所運営担当者（衛生グループ等）がこまめに消毒・清掃を実施する。トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒・清掃を実施する。
- 風邪症状のある人等が使用した部屋は、避難所閉鎖時に消毒・清掃（部屋の換気、次亜塩素酸ナトリウムまたはアルコール（70%）をしみこませたペーパータオル等による室内やドアノブ等の拭き掃除）を実施する。

浜松市避難所運営マニュアル令和2年8月改訂版より抜粋

馬生会館避難所開設要領

和合町自主防災隊

(避難所の開設)

1. 比較的小規模の地震及び台風、風水害等で、避難者が想定される場合は、公的避難所が開設されている状況にあっても、正副隊長の協議により、必要に応じ馬生会館に避難所を開設する。

(館内の避難施設等)

2. 館内の休養室(和室)を避難所に充てる。貸与品として毛布を用意する。

(受け入れ対象者)

3. 避難の受け入れ対象者は、和合町自治会員とする。

(避難の申し込み)

4. 避難希望者は、避難を必要とする時は、事前に馬生会館へ申し込む。
馬生会館 電話 053-472-8883

(避難の許可)

5. 隊長は、避難者から申し込みがあった時は、施設の収容能力の範囲内で、収容が可能であれば許可をする。

(避難所の入所及び退所)

6. 避難者は、入所及び退所の時には、別紙様式に必要事項を記載して提出する。

(避難期間)

7. 避難期間は一週間以内とする。この期間を超える避難が必要な時は、公的避難所へ移動して頂く。

(避難者の心得)

8. 避難者は、寝具、食料等避難所で必要となると思われるものは全て持ち込むこと。
9. 会館は全館禁煙であることに留意すること。
10. ペットの持ち込みはしないこと。
11. コンロ、ロウソク等火器類の持ち込みはしないこと。(館内の炊事場は許可を得れば使用可)

馬生会館避難者受付カード

※1 家族で 1 枚記入して下さい。

受付日	令和 年 月 日 時				
入所日	令和 年 月 日 時				
退所日	令和 年 月 日 時				
住 所	浜松市中区				
連絡先	電話		携帯		
世帯主名				家族の人数	名
家族名					
伝えておきたいこと	障がいや病気、アレルギー等、共同生活において配慮してほしいことをお書きください。				
※安否確認があった場合にこの情報を公開する事に	同意する		同意しない		
その他 特記事項	馬生会館避難所開設要領を遵守すること				

◎部長・組長 毎年4月(任期1年)

旧部長 ⇨ 新部長 *作業服サイズ合わせ必要
ボックス内訳(部隊旗・ポール・作業服・ヘルメット・腕章・ベルト・
防災倉庫の鍵)

前々部長 ⇨ 旧部長
ボックス内訳(ヘルメット・腕章)

旧組長 ⇨ 新組長
ボックス内訳(組旗・ポール・ヘルメット・腕章)

◎各組防災班員 隔年4月(任期2年) ※変更がある時は毎年引継ぎ

情報班長 ボックス内訳(ハンドマイク・ヘルメット・腕章)

消火班長 ボックス内訳(ヘルメット・腕章)

避難誘導班長 ボックス内訳(避難ロープ・ヘルメット・腕章)
災害時避難行動要支援者関係資料(名簿・個別計画)

救護班長 ボックス内訳(救急セット・ヘルメット・腕章)

物資班長 ボックス内訳(ヘルメット・腕章)

※ いずれも3月中には引継ぎをお願いします。(3月役員会にて配布済み)

常備管理防災資材(1)

和合町自主防災隊

No.	資材名	数量	確認	格納場所 (馬生会館とその周辺)	備考
【管理：本部役員（共用品）】					
1	・ テント	5張		第2倉庫	管理担当：副隊長
2	・ テント用ペグ	20本		〃	〃
3	・ 大ハンマー	1本		第1倉庫	〃
4	・ テーブル	20個		〃	〃
5	・ 丸椅子	50個		〃	〃
6	・ ブルーシート	10枚		第2倉庫	〃
7	・ ブルーシート用ペグ <small>(小ハンマー共)</small>	20本		〃	〃
8	・ コードリール	2個		第4倉庫	〃
9	・ 放送機器 <small>(アンプ・スピーカー・アンテナケーブル)</small>	一式		階段下物入	管理担当：天野(他者取扱禁止)
10	・ ハンドレスマイク	4台		役員室	管理担当：総務
11	・ 各部隊表示立て看板(黄)	10基		第6倉庫	〃
12	・ 会場入口案内立て看板	3基		〃	〃
13	・ 本部席各部表示板(ラミネート)	13枚		役員室	〃
14	・ 隊旗、防災各部旗 <small>(プラケス入り)</small>	一式		階段下物入	〃
15	・ ビニールロープ(長)(短)	一式		〃	〃
16	・ 目録(寄付提供者用)	2部		役員室	〃
17	・ 「防災計画」	50冊		〃	〃
18	・ 「和合町防災訓練実施計画書」	50冊		〃	〃
19	・ 「和合町自治会 会員名簿」	一式		〃	〃
20	・ 「防災倉庫資材一覧表」	一式		〃	管理担当：副隊長
【管理：避難所運営部】					
1	・ ビブス <small>(「スタッフ」表記ベスト)</small>	30枚		階段下物入	
2	・ 毛布	30枚		第6倉庫	
3	・ 卓上コンロ <small>(施設用・防風型)</small>	2台		役員室	
4	・ 卓上ランタン(LED)	2個		〃	
5	・ ポケットーク	1個		〃	
6	・ フリーザーパック <small>(中・20枚入り)</small>	10箱		〃	
7	・ 段ボールベッド	2組		階段下物入 南外側スペース	コロナ禍追加分
8	・ 段ボールパーティション	2組		〃	〃
9	・ ブルーシート	2枚		1階和室押入 (踏込み廊下奥)	〃

常備管理防災資材(2)

和合町自主防災隊

No.	資材名	数量	確認	格納場所 (馬生会館とその周辺)	備考
【管理：避難所運営部(前頁の続き)】					
10	・毛布	2枚		1階和室押入 (踏込み廊下奥)	コロナ禍追加分
11	・血圧計	1台		役員室	〃 (救護班と共用)
12	・体温計 (非接触形)	3本		〃	〃 (救護班と共用)
13	・ポケットーク	2個		〃	〃 (救護班と共用)
14	・衛生用品 (下記の消耗品をコナ計に収納)	1箱		1階和室押入 (踏込み廊下奥)	〃
	・マスク	(100枚)		〃	〃
	・ハンドソープ	(2本)		〃	〃
	・アルコール 手指消毒用 (1リッター×1) (400ml×2)	(3本)		〃	〃
	・アルコール除菌スプレー	(3本)		〃	〃
	・ビニール手袋 (10枚入)	(2P)		〃	〃
	・ニトリル極薄手袋 (M100枚入×3P) (L100枚入×2P)	(5P)		〃	〃
	・フェースシールド	(100枚)		〃	〃
	・防護服用雨カップ	(6枚)		〃	〃
	・ペーパータオル	(2P)		〃	〃
	・ゴミ袋	(50枚)		〃	〃
	・トイレットペーパー	(1P)		〃	〃
	・シューズカバー (100枚入)	(6P)		〃	〃
	・紙オムツ(簡易トイレ用)	(2袋)		〃	〃
15	・入所者管理用	一式		役員室	コロナ禍追加分
	・受付チェックシート			〃	〃
	・体調管理表			〃	〃
	・健康観察表			〃	〃
	・掲示板貼出用紙			〃	〃
	・筆記用具			〃	〃
	・ハサミ			〃	〃
	・セロテープ			〃	〃

常備管理防災資材(3)

和合町自主防災隊

No.	資材名	数量	確認	格納場所 (馬生会館とその周辺)	備考
	【管理：情報部】				
1	・デジタル無線機(本部用)	1台		役員室	
2	・デジタル無線機(車載用)	1台		軽トラック内	
3	・デジタル無線機(携帯用)	13台		「無線機配備表」 8頁参照	部長・ホップ隊・無線係 (8台) (3台) (2台)
	【管理：消火部】				
1	・バケツ	30個		第2倉庫	
2	・ヘルメット	50個		第6倉庫	
3	・ヘルメット用ペーパーキャップ	50枚		〃	
	【管理：避難誘導部】				
1	・訓練参加者結果一覧表	3枚		役員室	
2	・シューズカバー	2000個		階段下物入	1000人分
	【管理：救護部】				
1	・リヤカー	2台		第1倉庫	
2	・応急タンカ(ホール・毛布)	3組		〃	
3	・AED	1台		会館廊下	
4	・血圧計	1台		役員室	
5	・救急セット	1箱		〃	

常備管理防災資材(4)

和合町自主防災隊

No.	資材名	数量	確認	格納場所 <small>(馬生会館とその周辺)</small>	備考
	【管理：物資部】				
1	・アルファ化米 (30箱)	1200食		第6倉庫	
2	・乾パン (50箱)	1200個		〃	
3	・飲料水 (500ml)	1200本		〃	
4	・缶詰	600缶		階段下物入	
5	・炊出し用やかん(大)	2個		第4倉庫	
6	・炊出し用やかん(小)	2個		〃	
7	・ずんどう(大)	2個		〃	
8	・ずんどう(小)	2個		〃	
9	・ひしゃく	3本		〃	
10	・消火器	2本		第6倉庫	
11	・水道ホース 10m	1巻		〃	
12	・チャッカマン	2個		〃	小物入箱に収納
13	・紙コップ	若干		〃	〃
14	・マジックインキ(黒)	2本		〃	〃
15	・マジックインキ(赤)	2本		〃	〃
16	・ゴミ袋	若干		〃	〃
17	・ガムテープ・養生テープ	若干		〃	〃
18	・ハサミ	1個		〃	〃
19	・カッター	1本		〃	〃
20	・手袋(軍手・ビニール)	若干		〃	〃
21	・ゴムバンド	1箱		〃	〃
22	・ふきん	若干		〃	〃
23	・洗剤・たわし	若干		〃	〃
24	・手洗い用具	若干		〃	〃
25	・パック・はし	若干		〃	〃
26	・サランラップ	若干		〃	〃
27	・トイレットペーパー	5個		〃	〃
28	・雑巾	5枚		〃	〃
29	・マスク	50枚		〃	〃



うまっぴ〜

© 2022 和合町自治会

